

ゆりのき台中学校の転校（転出入）について

転校する場合は、以下のような手続きが必要です。よろしくお願ひします。
なお、指定就学校の変更も含め、ご不明な点については、何なりとお尋ねください。

* 転出

1 ゆりのき台中学校から市外中学校へ

- ① 三田市役所市民課窓口に転出届を提出し、学齡児童生徒異動通知書の発行をうける。
- ② ゆりのき台中学校に学齡児童生徒異動通知書を提出し、在学証明書、教科用図書給与証明書の発行を受ける。
- ③ 転出先の市区町村役場にて、就学通知書の発行を受ける。
- ④ これから就学する学校に在学証明書、教科用図書給与証明書、就学通知書を提出する。

2 ゆりのき台中学校から市内中学校へ

- ① ゆりのき台中学校にて、在学証明書、教科用図書給与証明書の発行を受ける。
- ② 三田市役所市民課窓口に転居届を提出し、就学通知書の発行を受ける。
- ③ これから就学する学校に在学証明書、教科用図書給与証明書、就学通知書を提出する。

* 転入

1 市外中学校からゆりのき台中学校へ

- ① これまで就学していた学校にて、在学証明書、教科用図書給与証明書の発行を受ける。
- ② 三田市役所市民課窓口に転入届を提出し、就学通知書の発行を受ける。
- ③ ゆりのき台中学校に在学証明書、教科用図書給与証明書、就学通知書を提出する。

2 市内中学校からゆりのき台中学校へ

- ① これまで就学していた学校にて、在学証明書、教科用図書給与証明書の発行を受ける。
- ② 三田市役所市民課窓口に転居届を提出し、就学通知書の発行を受ける。
- ③ ゆりのき台中学校に在学証明書、教科用図書給与証明書、就学通知書を提出する。

* 校区外・区域外就学(指定就学校の変更)

三田市立の小・中学校への就学については、住所地により定められた校区に基づき指定された学校に就学していただくこととなります。

しかし、特別な事情がある場合には、保護者の申請により指定学校以外の学校への就学の変更が認められる場合があります。ただし、通学に支障がある場合は認められません。